

高松市監査委員告示第21号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年8月20日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 井上孝志  
同 落合隆夫

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部局	財政局財産活用課
措置通知日	平成25年3月21日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
行政財産の目的外使用における電気料金を徴収すべきもの  自動販売機等の設置における行政財産の目的外使用許可に際しては、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8項第3号ただし書の規定により、自動販売機等が稼動するための電気および水道等に要する費用について、使用量に応じて、実費相当額を徴収することとされているが、高松市職員消費生活協同組合に対し使用を許可しているP P C複写機については、電気料金の負担を求めているので、今後は、同基準に基づき電気料金を徴収されたい。	高松市職員消費生活協同組合に対し使用許可しているP P C複写機に係る電気料金については、平成23年4月分から、使用量に応じた実費相当額を徴収するように改めた。
支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの	

<p>高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費，印刷製本費，修繕料等については，発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが，庁舎修繕用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令には，発注簿等が添付されていないので，今後は，これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>支出負担行為兼支出命令に係る事務処理については，発注簿を添付文書管理票により添付文書とすることを徹底し，平成24年8月20日付け庁舎電気設備用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令から適正な事務処理を行った。</p>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により，業務委託については，適正な労働条件の確保の観点から，その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが，平成23年度高松市庁舎ハログン化物消火設備容器弁取替業務委託契約の仕様書には，これらの事項が盛り込まれていないので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託の仕様書に適正な労働条件を確保するための項目を追加し，平成24年10月25日付け庁舎PCB廃棄物等搬入荷姿登録業務委託契約に係る仕様書から，適正なものに改めた。</p>
<p>発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市出納員規則第2条第4項では，会計管理者は，主管の長を審査出納員とし，支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任すると規定しているが，平成23年5月6日の庁舎電気設備用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令については，発注簿に記載した見積価格が，支出金額と合致しておらず，平成24年3月15日の庁舎修繕用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令については，発注簿に記載している兼命令処理日が兼命令起票日と合致していないので，今後は，発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>発注簿と支出負担行為兼支出命令の照合を徹底するよう，審査出納員である課長から，管理職および事務担当職員に指示し，平成24年8月20日付け庁舎電気設備用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令から適正な事務処理を行った。</p>
<p>出納補助員の任命を適正にすべきもの</p>	

<p>高松市出納員規則第2条第3項別表では、出納員の設置箇所および分掌事務が規定され、また、同規則第3条では、出納員の事務を補助させるため出納補助員を置くことができる旨、規定されているが、財産活用課の分掌事務のうち、公衆ファクシミリ使用料の収納については、出納補助員に任命された者以外の者が現金を取り扱っているため、今後は同規定により、現金を取り扱う職員については出納補助員に任命するなど、事務処理体制の改善を図りたい。</p>	<p>公衆ファクシミリ使用料の収納については、平成24年度から、現金を取り扱う職員を出納補助員に任命した。</p>
--	---

対 象 部 局	環境局環境総務課地球温暖化対策室		
措 置 通 知 日	平成25年3月27日		
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが、地球温暖化対策に関するパネル等作成業務委託に係る見積徴取伺決裁では、連帯保証人に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。</p>	<p>見積徴取伺決裁等に係る事務処理については、平成25年1月21日付けの決裁から、連帯保証人に関する表記を適正な表記に改めた。</p>	

対 象 部 局	市民政策局市民課		
措 置 通 知 日	平成25年3月29日		
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
	<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の</p>	<p>平成25年度電動保管庫保守点検業務および平成25年度書類搬送設備保守管理業務を委託するに当たり提示した仕様書において、労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確</p>	

<p>遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、戸籍総合システムハードウェア保守委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>保についての事項を盛り込んだ。</p>
--	------------------------

対 象 部 局	健康福祉局生活福祉課	
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 4 月 5 日	
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第 6 項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、ホームレス緊急支援物資（食料品）については、発注日等の記載がないものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿（物品購入用）の事務処理については、ホームレス緊急支援物資の購入に当たり作成した発注簿について、発注日の記載など、適正に必要な事項の記載を行った。</p>
	<p>見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成 2 3 年 2 月 2 8 日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、平成 2 4 年度行旅死亡人等葬祭等委託の実施に伴う見積徴取伺決裁には、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>行旅死亡人等葬祭等委託の実施に係る見積徴取伺決裁における履行保証の表記については、平成 2 5 年度から適正な表記に改めた。</p>

対 象 部 局	教育委員会教育局中央図書館	
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 4 月 1 8 日	
	<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>

<p>直接購入の根拠規定を適正に記載すべきもの</p> <p>直接購入することができる物品については、高松市物品会計規則第20条第3項に規定されているが、購入する物品が図書の場合の根拠規定は、平成22年4月1日に同項第1号から第4号に改正されているにもかかわらず、改正前の第1号を根拠規定として決裁を作成しているため、今後、同種の決裁を作成する場合には、適正な根拠規定を記載されたい。</p>	<p>直接購入の根拠規定については、該当する図書館用図書の平成23年9月からの見積徴取伺決裁において、適正に記載した。</p>
<p>特別決裁による運用を適正に行うべきもの</p> <p>図書館における物品の取扱いについては、平成3年に作成された特別決裁を根拠規定としており、新刊全件マーク・TCR内容細目ファイル・TCRメンテナンスマーク（機械可読目録、コンピュータに対応した内容見出し情報）のいずれも、当時は磁気テープ・CD-ROMで情報を得ていたため、これらを消耗品として取り扱うことを定めているが、現在はデータをダウンロードする方法で購入しているため、使用料及び賃借料から支出しており、特別決裁の変更手続が行われていないため、今後、適正に事務処理されたい。</p>	<p>特別決裁による運用については、特別決裁の変更決裁により、図書館における物品の取扱要領を適正な運用となるよう改めた。</p>

対 象 部 局	健康福祉局生活衛生課	
措 置 通 知 日	平成25年5月8日	
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
<p>単価契約に係る執行伺を適正に作成すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定されているが、平成24年度食肉衛生検査所から排出する不燃ゴミ（産業廃棄物）・感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集・運搬および処分業務に係る執行伺については、</p>	<p>食肉衛生検査所から排出する不燃ゴミ（産業廃棄物）・感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集・運搬および処分業務に係る執行伺については、平成25年度から、実施・見積徴取決裁を作成し、適正な事務処理を行った。</p>	

<p>実施・見積徴取決裁を作成しておらず、単価契約締結決裁のみ作成し、支出時の関連文書としているので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	
---	--

対 象 部 局	市民政策局政策課
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 5 月 9 日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならないが、支出負担行為兼支出命令の起案および回議に当たっては、同要領第 4 項の規定により発注簿等を確認するとともに、主管の長は、高松市出納員規則第 2 条第 4 項の規定により審査出納員として支出負担行為の確認をし、管理台帳および発注簿は、同要領第 8 項の規定により、必要事項を正しく記載し、適宜、記載事項の確認や点検、照合を行わなければならないが、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書ファイル購入に係る発注簿については、記載事項に不備があるものとなっているので、今後は、これらの規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>発注簿等に係る事務処理については、平成 2 4 年度分から、発注簿等財務処理要領第 6 項に規定する発注簿（物品購入用）により、兼命令処理日を記載した。</p>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成 2 4 年 2 月 1 日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、第 5 次高松市総合計画概要版作成業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託契約を締結しようとする場合において、平成 2 5 年度から、公募要領に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を盛り込んだ。</p>

対 象 部 局	健康福祉局長寿福祉部介護保険課	
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 5 月 1 3 日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>過年度調定に係る還付金等の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第165条の7および第165条の8の規定により、過年度調定に係る過誤納金を出納閉鎖後に払い戻すときは、現年度の歳出からこれを行わなければならないが、資金前渡を受けた歳入から還付しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>窓口において現金還付する介護保険料の過年度調定の過誤納金については、平成25年度から、適正な執行科目から執行するように改めた。</p>

対 象 部 局	健康福祉局保健対策課地域医療対策室	
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 5 月 2 1 日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	<p>指定管理業務に係る検収を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成23年度高松市夜間急病診療所指定管理業務については、検収員を任命しておらず、指定管理者から事業実績報告書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないので、今後は、検収員の任命手続を行うとともに、指定管理業務の履行後に適正な検収を行われたい。</p>	<p>指定管理業務に係る検収事務については、平成24年度から、執行伺で任命された検収員が指定管理者から提出された実績報告書により履行内容を確認し、検収調書を作成した。</p>

対 象 部 局	総務局情報政策課	
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 5 月 2 3 日	

【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが、平成24年3月13日に見積徴取を行ったインクカートリッジについては、発注日および兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿の事務処理については、平成24年度以降、発注簿に発注日および兼命令処理日を記入し、適正に処理した。</p>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成23年度高松市塩江ケーブルネットワーク施設保守点検業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>高松市塩江ケーブルネットワーク施設保守点検業務委託契約に係る仕様書については、平成24年度から、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えて作成した。</p>

対象部局	健康福祉局保健対策課	
措置通知日	平成25年5月24日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、ゴム印購入に係る発注簿については、発注日等の記載がないものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿（物品購入用）の事務処理については、平成24年度から、発注日等が記入されているかどうかの確認を担当者だけではなく複数で行い、適正な事務処理を行った。</p>	

<p>見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、高松市保健所立体駐車場保守点検業務委託に伴う見積徴取伺決裁には、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>業務委託契約の見積徴取伺決裁における履行保証に関する表記については、平成25年度から、適正に表記した。</p>
<p>発注簿（工事用）の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領に基づき、定期的に管理台帳の記載内容に不備や処理に遅滞がないこと等を点検し、これに関する発注簿等の主要記載事項と照合しなければならないが、平成24年9月21日起案の駐車場レジスタープリンター部修繕の発注簿（工事用）に係る現場検査（確認）日等の記載において、工事に伴う現場検査検収日を記載すべきところ、工事発注日以前の日付が記載されているなど、発注簿等に係る財務処理が適正に行われていないので、今後は同処理要領の規定に基づき、発注簿等および管理台帳の的確な運用を行うとともに、適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿（工事用）に係る現場検査（確認）日等の記載については、平成24年度から、工事に伴う現場検査検収日の日付が記載されているかどうかの確認を担当者だけではなく複数で行い、適正な事務処理を行った。</p>

対 象 部 局	市民政策局地域政策課	
措 置 通 知 日	平成25年6月17日	
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定し</p>	<p>遅延利息の徴収に関する条項については、高松市契約規則第35条に基づき、平成23年度から契約書に盛り込み、適正に事務処理を行った。</p>	

なければならぬと規定しているが、塩江支所消防用設備保守点検業務および防火対象物定期点検業務委託ほか5件の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。	
--	--

対 象 部 局	市民政策局人権啓発課
措 置 通 知 日	平成25年7月10日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、第27回田村文化センター文化祭パネル設置業務委託契約の仕様書には、新たに記載する事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書については、平成25年度から、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を具体的に記載し、適正に作成した。</p>
<p>検収調書の確認に係る決裁行為を適正にすべきもの</p> <p>検収調書の確認については、執行伺の決裁者が局長より上位の場合は、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第20項の規定により、局長までの決裁を受けなければならないが、平成23年度人権相談事業委託に係る検収調書のうち、局長決裁とすべきところ、課長決裁で事務処理されているものが見受けられたので、今後は、これらの規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。</p>	<p>検収調書の確認に係る決裁については、平成25年3月31日から、所定の決裁者までの決裁を受け、適正な事務処理を行った。</p>

対 象 部 局	市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課
措 置 通 知 日	平成25年7月10日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、塩江町バス車庫敷地内土壌掘削・運搬・分析業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書については、平成25年度から、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を記載し、適正に作成した。</p>
<p>工事写真を適正に撮影すべきもの</p> <p>1者を特定して行った契約に係る工事写真については、発注簿等財務処理要領第5項第2号の規定により、別記「写真の撮り方」に従い、工事に着手した日について、工事写真に写し込む小黒板にその日を記載するか、カメラの機能によりその日を工事写真に写し込むこととされているが、国分寺町外1町コミュニティバスバス停修繕工事に係る工事写真については、着手日の確認ができないので、今後、同種の工事を発注する場合には、同規定により、適正な工事写真を撮影するよう施工業者を指導されたい。</p>	<p>1者を特定して行った契約に係る工事写真については、平成25年度から、工事に着手した日を写し込んで撮影するよう施工業者を指導した。</p>

対 象 部 局	財政局税務部資産税課
措 置 通 知 日	平成25年7月29日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託</p>	<p>高松市固定資産評価替え用宅地評価業務委託契約の仕様書については、平成25年度から、労働関係法規の</p>

<p>については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成23年度高松市固定資産評価替え用宅地評価業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加え、適正な仕様書に改めた。</p>
---	--

対 象 部 局	財政局税務部市民税課	
措 置 通 知 日	平成25年7月30日	
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>	
<p>委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成23年度軽自動車転出車両情報提供收受の事務委託契約の見積徴取伺決裁には、仕様書は添付されているものの、見積業者等一覧表と一体になっており、委託料の積算基礎となる事務の具体的内容が示されておらず、また、当該見積業者等一覧表についても、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、前年度の実績額等を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、改定前のものが用いられていたため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定による仕様書と適正な見積業者等一覧表に分けて作成し、決裁に添付されたい。</p> <p>また、高松市契約事務処理要綱第83条では、契約者は、工事等が完了したときは書面により遅滞なく市長に届け出なければならないと規定しているが、当該委託契約については、完了の届出がなされていないので、今後は、同規定により、完了届を提出するよう指導されたい。</p>	<p>軽自動車転出車両情報提供收受の事務委託契約に係る事務処理については、平成24年度から、当該委託契約の完了届を提出させるとともに、平成25年度の見積徴取伺決裁から、改正後の見積業者等一覧表の様式により、仕様書と分けて適正に作成した。</p>	

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	健康福祉局生活福祉課	
措 置 通 知 日	平成25年4月5日	
	<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>高松市ホームレス自立支援について</p> <p>都市公園，河川，道路駅舎その他の施設を故なく起居の場とし，生活を営んでいる者に対する緊急支援事業として，高松市ホームレス自立支援実施要領第4条には，支給できる援助物資等が定められているが，同要領に明記されている援助物資以外を支給しているものが見受けられたので，今後は，同要領の改定を検討するなど，支給を受ける対象者の実情に即した支援に努められたい。</p>	<p>高松市ホームレス自立支援については，援助物資として支給する食糧および貸与する毛布の規定について，ホームレスという生活環境などを考慮し，できる限り支援を受ける対象者の実情に合った支援を行えるように高松市ホームレス自立支援実施要領の改正を行った。</p>

対 象 部 局	教育委員会教育局中央図書館	
措 置 通 知 日	平成25年4月18日	
	<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
	<p>物品発注に係る事務処理について</p> <p>物品の直接購入および一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要綱第4条では，各主管の長は，毎月物品の所要計画を立てなければならないと規定し，第5条では，各主管の長は，前条の所要計画に基づき，契約依頼または購入依頼を要するものについては，契約監理課長に依頼の手続をしなければならないと規定しているが，マイクロフィルムリーダープリンタ用トナーの購入については，契約依頼により購入手続を行うべきところを，在庫管理が不十分で購入に緊急を要し，短期間に2度も直接購入により調達しているので，今後は，物品の所要計画を立て，在庫管理を徹底し，効率的かつ経済的な発注に努められたい。</p>	<p>物品発注に係る事務処理については，平成23年度から，毎月の物品の所要計画を立てるため事務用の消耗品等の在庫管理を徹底して行い，それに基づき効率的かつ経済的な物品発注に努めることとした。</p>